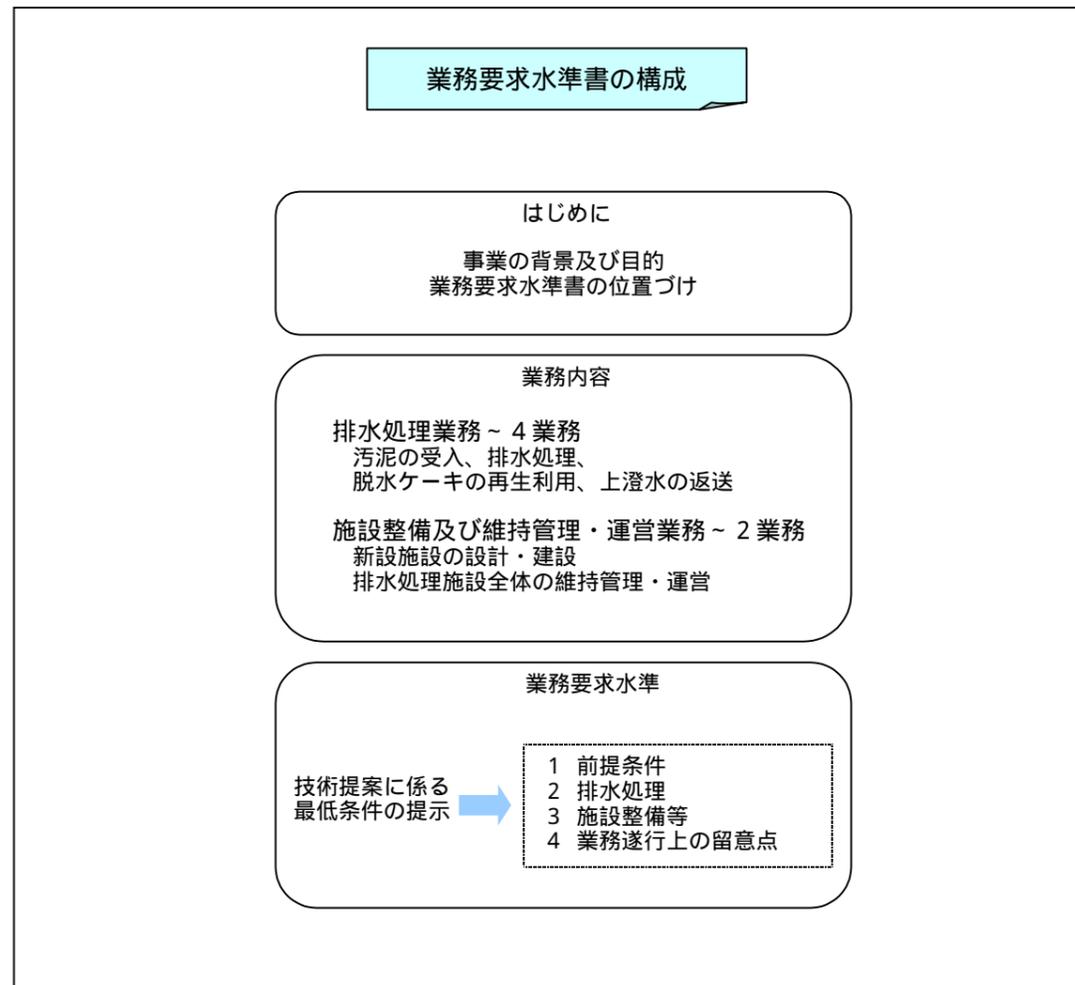


業務要求水準書の概要及び変更点について



- 実施方針等の公表時（H14.8.1）からの主な変更点
1. 質問回答、事業者ヒアリング等において質問の多かった点について詳述
 2. インプット条件等に関する実績データを資料として追加
 3. 返送水質悪化時に浄水場側から返送ポンプを制御（停止）することを明示
 4. 電気・機械設備についての規格を提示
 5. 連絡管工事についての規格を提示
 6. データ伝送、フェンスの設置について仕様の提示
 7. 事業期間終了時に排水処理施設が有すべき性能を提示
 8. 環境への配慮事項について詳述
 9. 現行施設の計画書（容量計算書等）を添付

業務要求水準一覧

区分	項目	規定事項	
1 前提条件	(1) 事業用地	事業者の使用範囲、維持管理範囲	
	(2) 県企業庁による既存施設の撤去	企業庁による撤去範囲、撤去時期	
	(3) 計画固形物量	計画固形物量の最大値及び平均値 最大値設定の際の原水濁度データを添付	
	(4) 排泥及び送泥	対象となる汚泥	浄水場の沈澱汚泥、ろ過閉塞が発生した場合のろ過池洗浄排水
		排泥量	排泥作業に伴う排泥量
排泥頻度		通常時の排泥頻度	
送泥量		送泥ポンプの容量	
汚泥性状		過去実績を参考提示	
	送泥計画に係る連絡調整	原則月1回の調整会議の実施	
2 排水処理業務に係る要件	(1) 汚泥の受入	受入にあたっての留意点	
	(2) 排水処理	無薬注処理、既存濃縮施設の扱い	
	(3) 脱水ケーキの再生利用	搬出	計画に則った搬出
		再生利用方法	製品の原材料等有用物とすること 有価物 or 産廃処理いずれも可
		再生利用の確認	マニフェスト等による確認
		脱水ケーキの管理	飛散等の防止 保管場所以外の放置を禁止
	(4) 上澄水の返送	返送	全量返送することを義務化 汚泥界面管理の徹底
		上澄水の水質	濁度 10 度以下とすること 適切な返送水質管理（塩素消費物質） 異物混入の防止
ポンプの緊急停止		返送水質悪化時の企業庁の措置	
3 施設整備及び維持管理・運営業務に係る要件	(1) 新設施設の設計・建設等	設計・建設	必要な施設の設計・建設 含水率 35%以下の施設
		既存施設内の工事	既存施設の運転へ配慮 工事の条件
		脱水機棟の性能	40 年以上の耐久性 次期更新時への配慮
		耐震性	準拠基準
		電気・機械設備	準拠基準
	既存施設との連絡	連絡管設置に係る留意事項	
	(2) 排水処理施設の維持管理・運営	機械設備、電気清掃設備、その他付帯設備等の維持管理	設備の修繕、更新 使用しない設備の扱い 補修履歴、更新予定の提示
		建物の維持管理	機能を維持するための補修、清掃
		汚泥量等の管理	測定個所、頻度等の提示
		計装データの伝送	伝送項目、方法
外構		外構の維持管理	
	事業期間終了時の状態	業務要求水準書で提示する性能を有すること	
4 業務遂行上の留意点	(1) 非常時の対応	故障等	復旧体制の確保
		災害及び事故	復旧体制の確保
		浄水場への連絡	浄水場に支障を与える故障等が発生した場合の連絡
		浄水場への協力	浄水場が非常停止する際の浄水場への協力
	(2) 法令の遵守		法令の遵守
	(3) 環境への配慮	景観等への配慮	周辺環境との調和
		騒音、振動、排出ガス対策等	県産業廃棄物中間処理指導指針への準拠
		交通安全対策	適切な交通安全対策の実施
		緑化	植樹地率 20%以上確保、ナシ園への配慮
		電波障害対策	事前調査の実施
	地球環境への配慮	地球環境に配慮した事業の実施	
(4) 保安	安全管理・事故防止等	安全管理に努めること	
	第三者の立入防止	出入口の施錠等	
	フェンスの設置	フェンスの仕様等	
(5) 業務の引継		事業期間終了後の引継	